

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、青森県漁業調整規則（令和 2 年青森県規則第 59 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項第 16 号に掲げる小型定置漁業につき、規則第 11 条第 1 項各号に掲げる制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間等を次のように定める。

令和 8 年 8 月 28 日

青森県知事 宮下 宗一郎

1 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
はたはた小型定置漁業	3 人	定めなし	西共第 19・20 号共同漁業権漁場の区域	11 月 1 日から翌年 1 月 31 日まで	西共第 19・20 号共同漁業権の組合員行使権者	令和 8 年 8 月 28 日から令和 8 年 10 月 15 日まで	1 許可の有効期間は、令和 8 年 11 月 1 日から令和 9 年 1 月 31 日までとする。 2 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 （1）漁業権漁業を妨げてはならない （2）使用できる漁具は 1 ヶ統とすること （3）使用できる垣網の長さは、50 メートル以内とすること （4）知事が資源保護又は漁業調整のため必要と認めて操業を制限した場合はこれに従うこと